

令和7年度自主防災組織等活性化推進事業 業務委託仕様書

1 仕様概要

本仕様書は、令和7年度自主防災組織等活性化推進事業の業務範囲及び要件等を定めるものである。
なお、実施する業務の具体的な手法については、双方協議のうえ決定するものとする。

2 趣旨

近年、災害が激甚化・頻発化している中、地域の安全・安心を十分に確保していくためには、常備消防や消防団のみならず、自主防災組織、女性防火クラブ及び少年消防クラブ（以下「自主防災組織等」という。）の活性化が不可欠となっている。また、自主防災組織等の活性化は、幼少期から若年層に防災意識が醸成され、未来の消防団の担い手育成に繋がるなど、地域防災力の充実強化のための副次的な効果も期待される。そこで、自主防災組織等を活性化するための取組を全国の地方公共団体から募集しその取組の推進を国費により支援する「自主防災組織等活性化推進事業」を実施する。なお、本事業により支援する取組については、総務省消防庁のホームページに掲載するなど全国に横展開を図ることとする。

3 実施日時及び場所

- (1) 実施日時：令和8年1月10日（土）
- (2) 実施場所：沖縄セルラーパーク那覇（沖縄県那覇市奥武山町50番地1地先1）

4 委託業務内容

(1) 自主防災組織等の立ち上げ・担い手確保に係る取組

- ア 楽しみながら防災についての知識や技術の習得ができ、防災関連機関とも連携しながら自助・共助（自主防災組織）の重要性を知ことができる体験型防災イベントを開催
 - (ア) 「津波・地震・火災・救急・防災」等に掛かる防災ミッションがそれぞれ必ず1つ以上含まれ、合計30以上の防災ミッションの他、企業展示・体験ブース等でイベントを構成すること
 - (イ) 防災ミッション及び展示・体験ブースについては、スタンプラリー形式でクリアしたミッションを管理し、クリア数に応じて参加者へ粗品を提供すること
- イ 会場の設営・撤去
- ウ 自主防災組織啓発のための広報用ボードや資料の作成及び設置
- エ 案内看板等の設置
- オ その他イベント運営に掛かる業務

(2) 防災教育・防災啓発に係る取組

- ア 避難所開設に関する勉強会
- イ 避難所開設訓練
- ウ 消防団や防災士等と連携した救出訓練体験、消火訓練体験など

(3) 広報活動業務

- ア イベント広告ポスター、チラシの発行
- イ ポスター、チラシを使った広報活動

(4) 事務管理業務

ア 実施計画の策定

業務責任体制、業務内容及び事業スケジュール等を示した実施計画を策定すること。

イ 業務責任体制の明確化等

本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制を明らかにすること。契約期間中は、専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を配置すること。

なお、業務にあたるものに欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

ウ 会議の開催

業務進捗状況の報告、協議を目的とした会議を必要に応じて開催すること。

エ 許認可手続き

本件業務の実施に必要な法令や条例の規定に基づく申請や許認可手続きは、原則として受託業者が代行すること。

オ 記録

イベントの様子や活動実施、広告活動等の様子を写真及び映像（音声込み）で記録すること。

5 業務完了届

事業完了後に、調査報告書を提出すること。調査報告書等本調査にかかる成果物を以下の通り作成することとする。

- (1) 成果報告書及び実績報告書（指定様式）（紙媒体：2部、電子媒体）
- (2) 作業上作成した資料（紙媒体：1式、電子媒体）
- (3) 記録映像オの資料を電子化したもの（DVD：3枚）

6 留意事項

- (1) 那覇市物品購入等入札参加資格の認定を受けている場合
那覇市物品購入等入札参加資格認定通知の写しを提出すること。
- (2) 那覇市物品購入等入札参加資格の認定を受けていない場合

次の書類を様式1「提案参加届出書」に添付すること。

- ア 定款 ※写し可
- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ウ 印鑑証明書 ※写し可
- エ 納税証明書（市町村税及び消費税を滞納していない証明書）※写し可
- オ 営業証明書
- カ 財務諸表

7 主催者との調整

業務を遂行するに当たり、総務部防災危機管理課との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を適宜報告して調整を図ること。

その他、本業務に際し、総務部防災危機管理課の指示及び要請に速やかに応じること。

8 成果物の寄附及び秘密保持

（1）本業務により得られた成果物、著作権は、原則として市に寄附すること。

（2）秘密保持

ア 本業務に関し、受託者が市から受領または閲覧した資料等は、市の了解無く公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た市及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報の取扱いについて那覇市個人情報保護条例（平成3年8月条例第21号）のほか、別紙「委託契約にかかる個人情報特約」を遵守する。

10 その他

本業務の実施にあたって、総務部防災危機管理課との事前の協議を前提とする。

委託業務内容詳細

[illegible]

個人情報の取り扱いを定める特約

(目的)

第1条 本特約は、那覇市個人情報保護条例 22 条及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条の規定に基づき、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など市が管理する個人に属する情報をいう。
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- (3) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。但し、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条及び那覇市個人情報保護条例第 9 条に掲げる自由に該当する場合はこの限りではない。

- 2 受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。但し、市からの書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止または制限)

第6条 受託者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は市に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者は、委託業務の目的の範囲であっても、輻射または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立ち入り検査の受忍義務)

第8条 市は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

- 2 市は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報にかかる安全管理措置等の順守状況を監査することができる。

- 3 市が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は市に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。

- 2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。

(個人情報の提供資料の返還義務)

第10条 受託者は、委託業務が終了したとき又は市の求めがあったときには、市の指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却方法及び破棄処分の方法に関しては市と受託者が協議の上決定することとする。

(従事者への通知)

第11条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。